

木造住宅耐震改修・総合耐震改修事業費用補助制度

【令和3(2021)年度版】

○制度の概要

この制度は、耐震診断の結果、耐震性が低いとされた旧耐震基準の住宅の耐震改修（総合耐震改修事業）費用の一部を補助し、住宅の耐震化を支援するものです。

○補助対象要件及び補助金の額

耐震改修費補助を受けるには、次の条件を全て満たすことが必要です。

(1) 補助対象となる住宅

- ・市内にある住宅であること。
- ・2階建て以下木造一戸建てであること（併用住宅の場合は住宅部分の床面積が1／2以上であること。）。
- ・在来軸組工法であること。
- ・着工が昭和56年5月31日以前であること（昭和56年6月1日以降に過半未満の増築した住宅を含む。）。（注）
- ・賃貸を目的としない住宅であること。
- ・耐震診断の結果、総合評点が1.0未満の場合に、総合評点が1.0以上となる耐震改修等を行う住宅であること。

（注）昭和56年5月31日以前に建築した住宅であっても、同年6月1日以降に過半以上の増築をしている場合は、補助対象となりません。

(2) 補助対象者

- ・補助対象住宅を所有している方又は補助対象住宅に居住している方（法人を除く。）で、補強計画による耐震改修を行う方
- ・この補助金及び国、県又は市の他の制度による補助金の交付その他の耐震改修に類する補助を受けたことのない方
- ・総合耐震改修事業にあっては、診断要綱により補強計画策定に要する費用に対する補助金の交付を受けたことのない方
- ・国、県及び市（区町村）税を滞納していない方（申請者以外の世帯員全員を含む。）
- ・補助金の交付決定を受ける前に、耐震改修工事の施工業者との工事請負契約の締結をしていない方

(3) 補助金の額

【耐震改修】（最大90万円）

次に掲げる額の合計額となります。

- ①耐震改修に要する費用の1／2の額（ただし、上限は80万円となります。）
- ②「那須塩原市立地適正化計画」における居住誘導区域内※で耐震改修を行った場合は、最大10万円

【総合耐震改修事業】(最大110万円) 令和2年度新設

… 耐震補強計画の策定と耐震改修を一体的に行うものです。

①耐震改修に要する費用の4／5の額（ただし、上限は100万円となります。）

②「那須塩原市立地適正化計画」における居住誘導区域内※で耐震改修を行った場合は、最大10万円

※居住誘導区域については、都市計画課都市計画係（本庁2階）にお問い合わせください。

※上記のほか、一定の要件を満たしている場合は、所得税額の控除や固定資産税の減額措置を受けることができます。

○申請方法

この制度を利用する場合は、次の書類を建築指導課に提出してください。

- (1) 木造住宅耐震改修費等補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 木造住宅耐震改修等計画書（様式第2号）
- (3) 木造住宅耐震診断結果報告書、当該診断を実施した耐震診断士の資格を証する書類及び使用したプログラム評価書の写し（耐震診断費等補助金の交付を受けている場合は、省略可）
- (4) 補助対象住宅の付近見取図
- (5) 補強計画の提案書（耐震診断費等補助金の交付を受けている場合は、省略可）
※栃木県住宅耐震推進協議会が策定したものとしてください。
- (6) 耐震改修工事（補強計画策定）の工程表
- (7) 耐震改修（補強計画策定）に要する費用の見積書の写し（押印があるもの）
- (8) 国税、県税及び市税を滞納していないことを確認できる書類（納税証明書等）
※世帯員全員分が必要です（非課税の方は不要です。）。

※納税証明書については、国税は税務署（「その3の2」の納税証明書としてください。）、県税は県税事務所、市税は市役所（本庁、各支所及び出張所）でそれぞれ取得できます。

- (9) 補助対象住宅の所有者を確認できる書類

【例】登記事項証明書、家屋評価証明書、固定資産税の納税通知書等のいずれか

- (10) 住民票の謄本（世帯全員分）※続柄が記載されているものとしてください。
- (11) 申請者と所有者との関係を確認できる書類（住民票の写し、戸籍謄本等）
※申請者と所有者が同一の場合は、不要です。
- (12) 委任状（申請その他の手続を委任する場合のみ）

<注意>

耐震改修の工事請負契約締結前（工事等の着手前）に申請をして、交付決定を受けていただかないと、補助金を交付できませんので御注意ください。

【那須塩原市ホームページ】



問合せ先

那須塩原市 建築指導課 指導係

☎ 0287(62)7169